

会長	局長	次長	係長	係

令和 8 年 7 月 24 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員

田中 幹雄

署名委員

里 義文

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年7月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 農業委員出欠数及び氏名 下記のとおり

 (1) 出席数 13名

 (2) 欠席数 1名

番号	出欠	氏 名	番号	出欠	氏 名
1	出	里 義 文	8	出	榮 清 安
2	出	朝 郁 夫	9	出	西 盛 満
3	出	茂 木 幸 生	10	出	山 田 正 修
4	出	与 沢 裕 美	11	欠	岸 田 国 広
5	出	照 井 香 里	12	出	里 和 彦
6	出	大 瀬 昭 信	13	出	中 棚 昭 三 十
7	出	日 高 千 夏	14	出	田 中 幹 雄

4. 農地利用最適化推進委員出欠数及び氏名 下記のとおり

 (1) 出席数 9名

 (2) 欠席数 1名

番号	出欠	氏 名	番号	出欠	氏 名
1	出	師 玉 洋 子	6	出	柿 園 三 十 昭
2	欠	西 な お み	7	出	盛 昭 男
3	出	山 本 十 和 子	8	出	丸 田 一 仁
4	出	西 秋 子	9	出	肥 後 信 幸
5	出	山 下 仁 司	10	出	高 山 好 和

5. 事務局

 中村事務局長、米田事務局次長、別府主査、
 朝井職員、松本笠利分室長、竹山主幹、
 窪田農林水産課農水政策係長

6. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 案について

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議案第 42 号 非農地証明願

議案第 43 号 奄美市農業振興整備計画の変更（編入）に係る意見

議案第 44 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約

議案第 45 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）に係る意見

7. 協議報告事業

- (1) 8 月総会の日程
- (2) その他

議長

(榮 会長代理)

委員の皆様、おはようございます。

本日は会長が別の会に出席しているため欠席でございます。

そのため、奄美市農業委員会 会議規則第 12 条第 2 項に基づき『会長が不在の場合、会長代理がその職務を代理する。』こととなっておりますので私の方で議事を進行いたします。

また、会議規則第 12 条第 3 項において、『会長及び会長代理がともに事故あるとき又はかけたときは、最年長の出席委員がその職務を代行する』となっております。

議案 39 号 N022 の受け人については、私が調査委員になっておりますので、N022 においては議長を山田委員にお願いいたします。

それでは定例総会を始めます

ただいまの出席委員は 13 人で、欠席者 1 人であり、総会は成立いたしました。

これから、令和 8 年第 7 回定例総会を開会いたします。

それでは議事日程に入ります。

《 日程第 1 》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、14 番 田中 委員と 1 番 里 委員のお二人を指名いたします。

《 日程第 2 》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、 議案第 39 号から議案第 45 号までの 7 件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

《 日程第 3 》

議長

(榮 会長代理)

【議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】議題といたします。

議題に入る前に、N022 は私が調査委員であるため、審議する順番を入れ替え、先に N022 について議長を交代し審議いたします。山田委員 議事進行をお願いします。

(山田 委員)

それでは、奄美市農業委員会会議規則により議長を交代いたします。
10 番山田です。よろしくお願いいたします。

N022 について事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

4 ページをご覧ください。売買による申請が 4 件、贈与による申請が 2 件。合計
で 6 件の申請です。

N022 について 16 ページをご覧ください。

N022 の申請地は住用町大字神屋の 1 筆 面積 791 m²で売買による申請です。

農地区分は第 2 種農地です。受け人は果樹生産者であります。

タンカンの栽培面積の拡大による農地取得の計画です。以上です。

議長

(山田 委員)

それでは N022 の担当調査委員による調査報告をお願いします。

議案第 39 号 N022

8 番

(榮 委員)

譲受人についての調査報告

8 番 榮です。

N022 の調査報告を行います。

7 月 23 日午後 1 時、譲受人に連絡を取りましたが、なかなか繋がらず、やむを
得ず、譲受人の奥さんに連絡を取り、申請内容の確認を致しました。

申請書に記載された農地の所在、地番、面積、売買にかかる所有権の移転、対
価、後継者である息子さん等の確認を行い、申請内容に相違ないことを確認し
ております。

なお、農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を概ね満
たしており、許可相当と考えます。

3 番

(茂木 委員)

譲渡人・土地についての調査報告

7 月 21 日火曜日、午前 11 時から神屋の現地において、譲渡人、榮委員、事務
局朝井さん、茂木で、現場で確認をしました。申請内容に間違いはないという
話でございました。

土地についても続けて報告します。譲渡人と現場確認をして間違いがないこと
を確認しました。審議をよろしくお願いいたします。

議長

(山田 委員)

N022 について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手) 全員賛成であります。 よって 議案 39 号 N022 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは議長を交代いたします。
議長	(榮 会長代理) それでは引き続きよろしく申し上げます。 審議については N021、23、24 について行います。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 6 ページをご覧ください N021 の申請地は笠利町大字屋仁の 1 筆 面積 748 m²で売買による申請です。 農地区分は第 1 種農地です。 受け人は養鶏やサトウキビの農業法人の代表者であります。 サトウキビの生産による農地取得の計画です。 次に 26 ページをご覧ください。 N023 の申請地は住用町大字^{ぐすく}城の 1 筆 面積 1,722 m²で売買による申請です。 農地区分は第 2 種農地です。 受け人は主にサトウキビを生産している農業法人であります。 タンカンの栽培面積の拡大による農地取得の計画です。 次に 43 ページをご覧ください。 N024 の申請地は笠利町大字万屋の 1 筆 面積 840 m²で贈与による申請です。 農地区分は第 1 種農地です。 受け人は自家消費や知人への交際用として野菜を栽培するため農地を取得する計画です。 また、贈与の理由は受け人と渡し人の父親の代の時に個人間で売買を交わしていたためとの事です。 N021、23、24 について以上です。
議長	(榮 会長代理) それでは N021、23、24 の担当調査委員による調査報告を順次お願いします。
13 番	議案第 39 号 N021 (中棚 委員) 譲受人についての調査報告 譲受人の報告いたします。 7 月 14 日 午後 1 時に、現地の畑にて譲受人と笠利分室長の松本さん 竹山主幹 丸田農地最適化推進委員と中棚で書類と畑の確認をしました。 譲受人は 譲渡人から畑を買ってくれないかとの相談を受け、畑を買うことになったそうです。 譲受人は 農業生産法人の代表者であります。サトウキビは 700 トンぐらい作っているそうです。 畑の地番面積対価は 申請書の通りで間違いありませんとのことでした。

農地を取得する基本要件である農地法第3条 第2項各号の要件を満たしており、許可相当と考えます。みなさんのご審議よろしく願いいたします。

13 番 (中棚 委員) 土地についての調査報告

次に畑の報告をいたします。

13 ページから 15 ページを見てください、県道 602 号線 赤木名佐仁線の川上地内にあり 14 ページの左上に申請地があります

県道沿いの畑になります。この畑は〇〇がサトウキビを作られていますので畑としては問題ないと思います。農業委員のみなさんのご審議よろしく願いします。

10 番 (山田 委員) 譲渡人についての調査報告

7 月 19 日 18 時ごろ、電話にて譲渡人に聞き取りを致しました。土地の所在と地目、面積記載通りで間違いありませんとのことでした。

対価も間違いなしとのことでした。調査報告を終わります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議案第 39 号 N023

5 番 (照井 委員) 譲受人についての調査報告

農地法第3条の規定による N023 について調査報告いたします。

7 月 14 日 8 時 30 分頃 笠利の事務所において譲受人 代表にお話を聞くことができました。申請書のとおり間違いなしとのことでした。

申請地隣にある〇〇さん所有のたんかん畑を管理しており、規模拡大とのことでした。

笠利町内でも荒れた畑を開墾して、サトウキビを植えているそうです。

今回の申請地も畑にするには少し時間がかかりそうですが、重機・人員もいるため問題ないと思います。

農地を取得する基本要件である農地法第3条第2項各号の要件を満たしており、許可相当と考えます。以上報告いたします。

9 番 (西 委員) 譲渡人についての調査報告

N023 について報告いたします。

7 月 16 日午後 3 時ごろ、渡人の朝仁新町のご自宅で聞き取り調査をしました。

住用町の畑は以前から農業をしておらず、譲受人に売りますということです。

申請書の記載内容も間違いなしということです。

3 番 (茂木 委員) 土地についての調査報告

N023 の土地について報告を申し上げます。

土地の所在が住用町大字城字山田 面積 1,722 m²。

7 月 21 日午前 6 時から譲受人の管理人と、譲渡人、住用 師玉分室長、住用 朝井さん、自分で、現場を確認しました。

息子さんが所有する農地に隣接する農地でかなり荒れていましたが、機動力があればすぐに復旧することは可能だと思います。面積など間違いないと確認しています。

議案第 39 号 N024

13 番

(中棚 委員) 譲受人についての調査報告

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
受付番号 N024 譲受人の報告をいたします。

7 月 15 日 午前 8 時 30 分に本人の自宅で申請書類を確認しました。
譲受人は自宅裏の畑でも野菜を作られています但面積が小さいので、今回の申請地の畑でも野菜を作るそうです。
営農計画書も提出されていますので、問題ないと思います。
農地を取得する基本要件である、農地法第 3 条第 2 項各号の要件をおおむね満たしており、許可相当と考えます。以上です。

6 番

(大瀬 委員) 譲渡人についての調査報告

農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書 N024 譲渡人の報告を致します。
7 月 16 日 (木) 午前 7 時 15 分に譲渡人に電話にて、申請の内容について聞きました。何故贈与なのか確認しました。親同士の時代に売買をしており、今回名義を変えたいとの連絡があり、贈与で許可申請することになったようです。

6 番

(大瀬 委員) 土地についての調査報告

土地の報告を致します。
7 月 15 日 (水) 午前 9 時に笠利分室松本室長、竹山主幹、中棚委員、肥後推進員、私の 5 名で、圃場で待ち合わせて、土地の調査をしました。
案内図 51 ページの申請地、下山田の土地は、譲受人の兄弟が野菜等を植えており、現在もオクラや小豆等が植えてありました。

議長

(榮 会長代理)

それでは N021 から順に質疑に入ります。
N021 質疑はございませんか。
N023 質疑はございませんか。
N024 質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
N021、23、24 の 3 件を一括でお諮りします。
N021、23、24 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案 39 号 N021、23、24 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(榮 会長代理)

続いて、N025、26 についてですが、3 番 山本推進委員の本人 (ご家族) 案件があるため、退室のほどよろしく願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

55 ページをご覧ください。

N025 の申請地は笠利町大字万屋の 1 筆 面積 2,677 m²で贈与による申請です。
農地区分は第 1 種農地です。

受け人は観葉植物の生産者で長年農業に従事しておりますが当委員会の所管する農地台帳に借り入れ地の記載がないため申請書の農地利用状況は空白となっております。

また、贈与の理由は、申請地は以前、受け人と渡し人が共同で利用していた土地であるためとの事です。

次に 65 ページをご覧ください。

N026 の申請地は笠利町大字和野の 2 筆 合計面積 1,234 m²で売買による申請です。

農地区分は第 1 種農地です。

受け人については N025 と同じです。

以上 2 件です

議長

(榮 会長代理)

それでは N025、26 の担当調査委員による調査報告を順次お願いします。

議案第 39 号 N025

4 番

(与沢 委員)

譲受人についての調査報告

7 月 17 日午前 9 時 30 分頃、譲受人はご都合により立ち会えなかったため、奥様からお話を伺いました。

聞き取りは、次にご報告する許可申請 N026 も譲受人の申請であることから、同日に和野の申請地において、農業委員の中棚委員、笠利分室の松本さん立ち会いのもとで行いました。

申請地は、以前から譲渡人と譲受人が共同で利用していた農地とのことでした。
約 30 年前に譲渡人が大分県へ転居されて以降は、譲受人が購入されたハウスなどの施設を利用し、観葉植物の栽培を継続されてきたとのことでした。

また、譲渡人からは以前より農地を譲渡したいとの意向が示されており、その結果、今回の申請に至ったとのことでした。申請書の記載内容に相違ないことを確認いたしました。

なお、営農計画書にも記載されているとおり、譲受人は 36 年間農業に従事され、奄美における観葉植物の栽培・販売について豊富な経験と知識を有しておられます。

本件は農地を取得する基本要件である農地法第 3 条第 2 項各号の要件を満たしており、許可相当と考えます。

事務局	(笠利事務局) 譲渡人についての調査報告 農地法第3条の規定によるN025について、調査報告をいたします。 7月13日(月)15時45分頃に、渡人が現在大分県に住んでいる為電話でお話を伺いました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。皆様のご審議をお願いします。
6 番	(大瀬 委員) 土地についての調査報告 農地法第許可申請書、N025の土地の報告を致します。 7月16日(木)午前9時30分に笠利分室長の松本さん、主幹の竹山さん、委員の中棚さん、推進委員の肥後さん、私の5名で、圃場に行き、土地の調査をしました。 案内図62ページの申請地は、城間集落の近くにあり、廻りは防風林で囲まれ、中にはハウスが3棟あり、観葉植物が栽培されています。
4 番	議案第39号N026 (与沢 委員) 譲受人についての調査報告 7月17日午前9時、申請地において、農業委員の中棚委員、笠利分室の松本さん、私の3名で、譲受人はご都合により立ち会えなかったため、奥様からお話を伺いました。 申請地は、以前、譲受人が借り受けて観葉植物を栽培していた農地ですが、その後返却され、現在は譲渡人が所有されています。譲渡人は高齢となり、農地を整理したいとの意向から、再び譲受人へ譲渡したいと話があり、今回の申請に至ったとのことです。申請書の記載内容に相違ないことを確認いたしました。本件は農地法第3条第2項各号に規定する農地取得の要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
4 番	(与沢 委員) 土地についての調査報告 申請地は、県道82号竜郷奄美空港線の和野交差点から山側へ約750メートル進んだ道路沿いに位置しています。資料74ページの中央に矢印で示された2筆が申請地です。申請地は防風林に囲まれています。内部は人が立ち入ることが難しいほど樹木や雑草が繁茂している状況でした。取得後は、観葉植物の栽培を行う予定であり、まずは農地の整備から進めていくとのことです。
13 番	(中棚 委員) 譲渡人についての調査報告 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について 受付番号N026の譲渡人の報告をいたします。 7月13日 午後3時に本人の自宅で申請書類の確認をしました。申請書に譲渡人が高齢のため三男に連絡をしてくださいと記載されていることに対し、事前協議にて、譲渡人の本人の意向を確認してくださいとの意見がありましたので、自宅で本人に聞き取りしました。 本人に面会し、農地法第3条の和野の土地の売買について伺いましたら話しを進めていますとのことでした。書類については、三男にお願いしていると確認が取れました。問題ないと思います。

議長

(榮 会長代理)

それでは N025 から順に質疑に入ります。

N025 質疑はございませんか。

N026 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

No25、26 の 2 件を一括でお諮りします。

N025、26 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 議案 39 号 N025、26 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。

3 番 山本推進委員の入室を許可します。

《 日程第 4 》

【議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

77 ページをご覧ください。

N01 の申請地は名瀬和光町の 1 筆 面積 333 m² 自己所有地の農地を貸し駐車場として転用するための申請です。

農地区分は第 3 種農地であります。

以上 1 件です。

議長

(榮 会長代理)

それでは N01 についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

議案第 40 号 N01

10 番

(山田 委員) 願い出人についての調査報告

議案第 40 号 農地法 4 条の規定による農地転用許可申請書の N01 について、調査報告いたします。

7 月 18 日 18 時ごろ、申請人の連絡先に記載の申請人娘さんに電話にて確認を致しました。父親が入院中なので私が代理でとのことでした。

申請地は奄美市名瀬和光町 333 m²

転用目的が貸し駐車場 14 台。P81 に駐車場の配置図あり。

造成費 30 万円

記載内容に間違いありませんとのことで、他にも兄弟がいますが全員了解済みですとのことでした。

工事完了後の農業委員会への報告が必要だと話しておきましたが、許可証を渡すときに念押ししてください。

先々考えたらきりがありますが、転用許可目的外使用されないよう、注視が必要な案件だと思います。以上調査報告終わります。

14 番	(田中 委員) 土地についての調査報告 議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 N01 の土地について調査報告いたします。 7 月 24 日 8 時 30 分現地を確認しました。 以前からこの場所は柑橘類の木が 2 本と倉庫があり、家庭菜園的な農業をされている感じでした。国道に面し、左右は住宅に挟まれた生産性の低い農地と判断いたします。以上報告いたします。
議長	(榮 会長代理) 質疑に入ります。N01 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって 【議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】 審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《日程第 5》 【議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 86 ページをご覧ください。 一時転用による申請が 2 件です。 87 ページをご確認ください。 N011 については追認案件です。 N011 の申請地は住用町大字摺勝^{すりがち} 2 筆 合計面積 2,824 m²のうち 734 m²をコンテナ 50 本の仮置き場として一時的に利用するための申請です。 すでに事前着工されているため、始末書が添付されております。 また、農地に復元する旨の誓約書なども添付しております。 次に 102 ページをご覧ください。 N012 の申請地は住用町大字川内 1 筆 面積 1,496 m²のうち 700 m²を公共工事である川内川河川工事の現場事務所などの仮置き場として一時的に利用するための申請です。農地に復元する旨の誓約書なども添付しております。 以上 2 件です。
議長	(榮 会長代理) N011、N012 について 担当調査委員による報告をお願いします。
9 番	議案第 41 号 N011 (西 委員) 譲受人についての調査報告

N011 について報告します。

7月17日午後1時半ごろ、〇〇株式会社担当者に電話にて話を伺いました。〇〇株式会社は、コンテナ置き場を探していて、住用町の土地にコンテナを置いていたということです。

許可がいるとは知らず、始末書も添付されています。

利用期間は令和8年6月17日から令和9年3月31日まで利用し、期間が終了したら、速やかに農地として使えるようにするという事です。

土地の地番、面積とも申請書通り間違いないということです。

14 番 (田中 委員) 譲渡人についての調査報告

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請 N011 の渡人について調査報告いたします。

7月21日14時40分、書類に記載されている渡人の息子さんに電話で話を聞くことができました。

書類の記載内容に間違いないとのことでした。以上報告いたします。

3 番 (茂木 委員) 土地についての調査報告

3番茂木です。議案第41号 N011、住用町大字摺勝字中里の土地について、7月21日火曜日14時から、事務局と現場を確認してまいりました。

既にコンテナ50個が設置されていることを確認しました。以上報告です。

議案第41号 N012

10 番 (山田 委員) 譲受人についての調査報告

議案第41号農地法第5条の規定による N012、一時転用についての調査報告を致します。

譲受人の(株)〇〇、現場担当者へ、7月16日電話にて確認を致しました。

一時転用目的が鹿児島県発注の川内川河川工事の為の仮設物(現場事務所等)設置のため。

面積 700 m² 事業の期間は 令和8年7月27日から令和9年2月22日。

ただし、開始日は農業委員会の許可次第。

11月になると、琉球アユの関係上河川工事が出来なくなるとのことでした。

P103 から P108 まで必要図面、写真等が添付されています。

P109 から事業計画書をはじめとして、P115 の賃貸契約書まで必要書類が添付されています。

問題ないかと思えます。以上、調査報告終わります。

3 番 (茂木 委員) 譲渡人・土地についての調査報告

3番茂木です。議案第41号 N012 の譲渡人と土地の報告を致します。

7月22日水曜日午後6時、譲渡人と、以前の事務局長、柿園推進委員、事務局朝井さん、わたしの5人で、現場において申請内容の記載に間違いがないことを確認しています。

土地についても、間違いないことを確認しています。

議長

(榮 会長代理)

それでは質疑に入ります。

N011 質疑はございませんか。

N012 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

N011、12 の 2 件を一括でお諮りします。

N011、12 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって 議案第 41 号 N011、12 は審議の結果これを承認することに決定いたしました。

それでは休憩に入ります。

それでは再開します。

《 日程第 6 》

【議案第 42 号 非農地の認定】について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

議案の説明の前に協議会への移行をお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

協議会へ移行します。

正会に戻します。

【議案第 42 号 非農地の認定】について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

116 ページをご覧ください。

住用地区 3 件の申請です。

117 ページをご覧ください。

N012 の申請地は住用町大字役勝 1 筆で国道沿いに隣接した土地であり周囲は宅地化しております。

124 ページをご覧ください。

N013 の申請地は住用町大字川内 1 筆で川内川沿いの土地で、昭和 60 年頃村営住宅を建てた土地の残地でありその当時から農地として利用されていない土地であり現況は雑種地化しております。

議長	129 ページをご覧ください。 N014 の申請地は住用町大字川内 1 筆で川内川沿いの土地で、40 年以上前から農地として利用されておらず現況は雑種地化しております。 以上 3 件です。 (榮 会長代理) N012 から N014 の議案についての担当調査委員による調査報告を順次お願いします。
3 番	議案第 42 号 N012 (茂木 委員) 願出人・土地についての調査報告 3 番茂木です。 N012 でございます。住用町大字役勝字池畑甲 7 月 15 日水曜日、15 時から願出人の奥様を、事務局朝井さんとたずねてまいりました。117 ページに記載がありますように、平成元年に建物を建築しまして、番地の錯誤、全額自己資金で建設しているので、これまでそのままになっていたと考えられます。 測量会社も入れて確認しているので、記載の通り間違いないということでした。
3 番	議案第 42 号 N013 (茂木 委員) 願出人・土地についての調査報告 7 月 22 日午後 6 時から現場において、所有者、以前の事務局長、柿園推進委員、事務局の朝井さん、茂木の 5 名で立会いして、住用町大字川内字仲畑の農地について確認しました。住用村の住宅の隣接地でございまして、昭和 60 年頃に住宅が建設されたところから、農地としての使用はなく、現在駐車場として利用させているようなところであります。 農地に復旧するのはかなり困難な事案だと思われます。
10 番	議案第 42 号 N014 (山田 委員) 願出人についての調査報告 非農地証明願 No14 についての調査報告いたします。 願出人に、7 月 19 日 17 時 50 分に電話にて聞き取りを致しました。 土地は、奄美市住用町川内前里 507 番地、面積が 1.226 m²。 現況として記載されていますが、P134 の写真を見る限り雑木等は生えていませんが、40 年前から耕作はしておらず、願出人もこれからもここで農業をするつもりはありませんとのことで。 関係者も 2 人いまして、P135 に同意書も添付されています。 問題ないかと思われます。以上、調査報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
3 番	(茂木 委員) 土地についての調査報告 N014 について、7 月 21 日 13 時半ごろから、榮委員と事務局朝井さん、茂木の 3 名で現場の確認をし、願出人に話を伺いました。 申請の通り間違いないとのことでございます。

奄美市住用町大字川内字前里の土地ですが、40 年前から耕作はしておりませんとの報告があります。再生するには相当の労力と費用が必要になり、今後農業する見込みはないとのこと。

議長

(榮 会長代理)

N012 から N014 の議案について質疑に入ります。

N012 質疑はございませんか。

N013 質疑はございませんか。

N014 質疑はございませんか。

7 番

(日高 委員)

一般的な非農地の判断基準を改めて確認させてください。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。

非農地の判断は、森林や原野のようになっている場合のほか、畑に砂利が入っている場合など雑種地の現況においても、非農地と判断します。

また非農地の判断は複数人で行うとなっていますが、熱中症対策という視点でも、現場を複数人で目視確認できなくても、写真などで判断できるようになっています。非農地判断に迷うときは、事務局に相談してください。

併せて農振農用地内の場合は所管課に情報共有するようになっています。農振農用地内の土地を非農地判断をした場合、地目の変更は可能だが、今後何かをするときには、市のほうに農振農用地の除外の手続きが必要となります。

6 番

(大瀬 委員)

農地に家を建てることができないというのは、知っている人も多いのだが、相続など何か手続きをした際に、農地だったことが判明し、追って許可申請をすることも多い。

昔は手続きなども杜撰で、畑だったところにいつの間にか砂利が引かれ、繰り返し資材置き場などに使われていたというケースが見受けられるが、現状が農地ではないと判断されるなら非農地でしようがないものと考える。

事務局

(中村 事務局長)

事務局です。

公共事業などで現況雑種地を現場事務所や資材置き場に利用する場合がありますが、これまで農地法上の手続きが徹底されていない状況もありますので、今後そのようなことがないように、工事発注の担当課などに改めて通知したいと考えています。

併せて、公共工事に関する農地法手続きの簡素化について、県へ要望しているところです。

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

N012、13、14 について 3 件を一括でお諮りします。

N012、13、14 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって【議案第 42 号 非農地の認定について N012 から N014】は
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第 7》

【議案第 43 号 奄美市農業振興整備計画の変更（編入）について】を議題とい
たします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

139 ページをご覧ください。

奄美市農業振興地域整備計画の変更について編入 1 件の申請であります。

申出書の内容につきましては所管課であります農林水産課の係長から説明のほ
どよろしくお願いいたします。

所管課

(窪田 農林水産課農水政策係長)

農林水産課農水政策係長 窪田です。

今回の案件につきましては、奄美市農業振興地域整備計画の重要な変更に係る
農用地区域への編入申出 1 件です。

申出者は、記載の通りです。

申出地は、奄美市名瀬大字小宿字南川内、地目は原野となっております。

申出面積は、49,323 m²です。

申出理由としましては、果樹経営面積の拡大を計画しており、果樹経営支援対
策事業を導入するため、農用地区域への編入の申出がなされております。

当該申出地は、名瀬総合支所から西へ約 2.1 キロメートルに位置する山間部に
あり、現在、農用地区域に含まれておりません。

本市といたしましても、本申出地は、地目が原野となっておりますが、すでに
タンカンやポンカンが植栽され、果樹経営がなされていることから、農用地区
域内への編入を行い、優良な農地として確保・保全を図りたいと考えておりま
す。

つきましては、調査結果などを踏まえた貴委員会のご見解とご意見を頂戴した
く議案として提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

(榮 会長代理)

議案第 43 号 N06 についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

議案第 43 号 N06

9 番

(西 委員)

申出人・利用者についての調査報告

奄美市農振編入について

7 月 16 日、午後 1 時半ごろ、里の消防車庫前にてお話を伺うことができまし
た。申出人の父親が 30 年前に畑を開いて、タンカン・ポンカンを植栽してい
てそうです。申出人は 10 年前に農業を始めています。今回申請した理由として

は、木が枯れてきたので、タンカンに植え替えたいということです。土地の地番・面積など記載内容に間違いはないということです。

9 番 (西 委員) 土地についての調査報告

土地について、事務局 別府さん、農林振興課の窪田さん、申出人の案内にて現地を見に行きました。142 ページから 145 ページにありますように、小宿里集落から約 6 km 離れた山の頂上にあります。小さな畑がいくつもあり、タンカンが植えられていました。3 筆ともすぐ植えられる状態の畑で問題はありませんでした。

議長 (榮 会長代理)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 43 号 奄美市農業振興整備計画の変更（編入）について N06】は「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

議長 << 日程第 8 >>

【議案第 44 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約について】議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (中村 事務局長)

149 ページをご覧ください。

合意解約 笠利地区 8 件 解約面積 10,754 m²

解約理由は耕作者の変更となっております。以上です。

議長 (榮 会長代理)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

全員賛成であります。

よって 【議案第 44 号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約について】承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《日程第9》

議長

【議案第45号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の決定について】議題といたします。

議題に入る前に、

4番 与沢 農業委員

9番 肥後 推進委員

の2名は、本人案件があるため退室のほどよろしくお願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

（中村 事務局長）

153ページをご覧ください。

利用権設定 名瀬地区 2件 契約面積 1,089 m²

次に155ページからご覧ください。

利用権設定 笠利地区 16件 契約面積 20,600 m² 以上です。

議長

（榮 会長代理）

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成であります。

よって【議案第45号 奄美市農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の決定について】承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

4番 与沢 農業委員

9番 肥後 推進委員

2名の入室を許可します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

事務局から連絡事項等があるようですので、協議会へ移します。

《協議会》

事務局からの連絡

・8月の総会日程について

・その他

議長

（榮 会長代理）

それでは、正会に返します。

以上で、令和8年度第7回奄美市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

令和8年7月24日

署名委員 田中 幹雄

署名委員 里 義文

作成者 中村 幸信